制の構築、伝統的な食文化、美しい景観等の豊かな地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組や古民家等を活用した宿泊施設等の整備に対して支援を行うとともに、農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備等を推進する。（農林水産省）

・　中小企業者が地域の「強み」となる観光資源（地域資源）を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。（中小企業庁）

・　地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるまちなみや建造物、樹木等について、景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく制度の活用による保全等の取組を推進する。（国土交通省）

・　魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、計画に位置づけられた歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等の取組を支援する。（国土交通省）

②　交通アクセス等の利便性及び快適性の向上

滞在促進地区及び観光圏の区域内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、認定観光圏整備事業として又はこれと連携して公共交通事業者が行う、必要な交通手段の提供、公共交通のバリアフリー化の推進、交通系ＩＣカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して支援を行う。（国土交通省）

山漁村と都市との地域間交流を促進するため、交流拠点施設の整備等を推進する。（農林水産省）

・　中小企業者が地域の「強み」となる観光資源（地域資源）を活用し、域外市場を狙った新商品・新サービスの開発・市場化支援を推進する。（中小企業庁）

・　地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれるまちなみや建造物、樹木等について、景観法（平成十六年法律第百十号）に基づく制度の活用による保全等の取組を推進する。（国土交通省）

・　魅力的な歴史的風致を持つまちづくりを推進することにより、地域の誇りを育み、地域活性化を図るため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく歴史的風致維持向上計画の策定を推進し、計画に位置づけられた歴史的風致を形成する建造物の復原・修理等の取組を支援する。（国土交通省）

②　交通アクセス等の利便性及び快適性の向上

滞在促進地区及び観光圏内における観光地間の移動の利便性向上や、観光圏へのアクセスの利便性向上を図るため、認定観光圏整備事業として又はこれと連携して公共交通事業者が行う、必要な交通手段の提供、公共交通のバリアフリー化の推進、共通ＩＣカードの導入、パークアンドライドの推進等の取組に対して支援を行う。（国土交通省）

③　外国人観光旅客の来訪の促進

観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を行う場合は、国及び独立行政法人国際観光振興機構の連携等により行う地方への外国人観光旅客の来訪の促進に関する取組を通じた支援を行う。（観光庁）

六　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

観光地域づくりは、観光関係者のみならず、多くの関係者とともに行うものであり、地域間、観光関係産業とその他の産業間、公的機関と民間事業者間など様々な連携が必要となる。中でも、観光圏整備事業は、幅広い関係者が連携して行うものであり、地域において一体的・総合的に観光圏の形成を図るためには、協議会による十分な議論及び検討を図ることが期待される。なお、協議会は、単なる有識者の集まりとすべきではなく、現に事業を担う、責任ある構成員を中心として構成することで、具体的な検討及び決定がなされることが期待される。

具体的に構成員を選定する際には、観光協会等の観光関係者のみならず、商工会、農林漁業等の関係者、ＮＰＯ、観光地域づくりプラットフォーム等の幅広い関係者により構成することが期待される。さらに、関係する市町村及び都道府県間の十分な連携を図る観点から、これら行政機関の参画が重要である。

また、行政機関においても、観光部局のみで取組を行うのではなく、地域振興、農林水産業、商工業、社会資本整備、教育、防災等を管轄する幅広い部局が連携することが期待される。加えて、社会資本整備等

③　外国人観光旅客の来訪の促進

観光圏における外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、観光圏の観光魅力を海外に発信するとともに、当該観光圏向けの魅力的な旅行商品の造成等を支援する事業を認定観光圏整備事業として行う場合は、外国人観光旅客の嗜好に留意しつつ、国がビジット・ジャパン事業による連携等を通じた支援を行う。（観光庁）

六　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に係る市町村、都道府県その他の関係者間における連携及び協力に関する基本的な事項

観光地域づくりは、観光関係者のみならず、多くの関係者とともに行うものであり、地域間、観光関係産業とその他の産業間、公的機関と民間事業者間など様々な連携が必要となる。中でも、観光圏整備事業は、幅広い関係者が連携して行うものであり、地域において一体的・総合的に観光圏の形成を図るためには、協議会による十分な議論及び検討を図ることが期待される。なお、協議会は、単なる有識者の集まりとすべきではなく、現に事業を担う、責任ある構成員を中心として構成することで、具体的な検討及び決定がなされることが期待される。

具体的に構成員を選定する際には、観光協会等の観光関係者のみならず、商工会、農林漁業等の関係者、ＮＰＯ、観光地域づくりプラットフォーム等の幅広い関係者により構成することが期待される。さらに、関係する市町村及び都道府県間の十分な連携を図る観点から、これら行政機関の参画が重要である。

また、行政機関においても、観光部局のみで取組を行うのではなく、地域振興、農林水産業、商工業、社会資本整備、教育等を管轄する幅広い部局が連携することが期待される。加えて、社会資本整備等との連